

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.004

処 分 名	憩いの家の使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は、還付しません。ただし、基準の要件に該当した場合、憩いの家の使用の許可を受ける者に対して、使用料の全部又は一部を還付することができます。
根拠条例等・条項	春日部市憩いの家条例（平成 17 年条例第 102 号）第 12 条 春日部市憩いの家条例施行規則（平成 17 年規則第 33 号）第 7 条、第 8 条
審 査 基 準	◎次の (1)～(3)の要件のいずれかに該当した場合、憩いの家の使用料が還付されます。 (1) 憩いの家の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合等を指します。 (2) 使用者の責めに帰することができない理由により憩いの家の施設等を使用することができないとき。 ・災害などにより施設自体が使用できない場合や、災害や事故などに伴う交通機関の途絶などの不可抗力により使用できない場合等を指します。 (3) その他市長が特に必要と認めたとき。
標準処理期間	3 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	還付を受けようとするとき
申請方法	春日部市憩いの家使用料還付申請書（様式第 7 号）に許可書を添えて、市長に申請する。
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市憩いの家条例

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 憩いの家の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により憩いの家の施設等を使用することができないとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたととき。

■春日部市憩いの家施行規則

第7条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、市長が別に定める額を還付するものとする。

第8条 使用料の還付を受けようとする者は、春日部市憩いの家使用料還付申請書(様式第7号)に許可書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、前条の還付を受けようとする者は、使用の許可を取り消す旨の申請と同時に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市憩いの家使用料還付通知書(様式第8号)により申請をした者に通知し、使用料を還付するものとする。